

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第515号)

平成19年11月8日

横 情 審 答 申 第 515 号

平 成 19 年 11 月 8 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成19年6月22日中サ第864号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人からの相談経過報告書で特定日の訪問に関する報告のうち請求者本人に係る部分」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定個人からの相談経過報告書で特定日の訪問に関する報告のうち請求者本人に係る部分」を個人情報一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定個人からの相談経過報告書で特定日の訪問に関する報告のうち請求者本人に係る部分」（以下「本件個人情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年4月19日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち本人開示請求者以外の者の発言内容並びに嘱託医の意見及び中福祉保健センターサービス課（以下「サービス課」という。）の所見に関する事項（以下「本件申立部分」という。）については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件申立部分のうち、本人開示請求者である異議申立人（以下「申立人」という。）以外の発言内容は、申立人以外の者の個人に関する情報であり、開示することで、申立人以外の個人が識別できることから条例第22条第3号本文に該当し、申立人本人が直接聞いていない場で実施機関の相談員が直接聞いた第三者の発言であることから本号ただし書アに該当せず、イ及びウにも該当しないことから非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

サービス課の行っている相談業務においては、相談者や関係者から聴取した内容に関して当事者間で事実認識が違っている場合が多くあることから、当該業務は相談者、医師、実施機関の職員や関係機関の間に信頼関係を築き、その信頼関係を基にして相談者等の状況へも配慮しながら実施する必要がある。

本件申立部分のうち、申立人以外の発言内容については、発言内容に係る事実関

係についての事実認識が当事者間において違うことが予想され、当事者間に誤解と混乱を生じさせる可能性があり、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第22条第7号に該当し、非開示とした。

本件申立部分のうち、囑託医の意見については、医師が相談者や関係者とどのように対応するのかについて、専門的立場からの判断があることから、これを開示すると相談者等と医師の信頼関係が損なわれ、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

本件申立部分のうち、サービス課の所見に関する事項については、不確定な要素が含まれる相談内容に関する情報であって、開示することにより混乱を招くことになり、適切な対応ができなくなるなど、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件個人情報には、この事案の当初のいきさつ及びその経過が一切明示されていない。ソーシャルワーカー及び囑託医が申立人の自宅を突然訪問して行った質疑応答内容が明示されておらず、ソーシャルワーカーが、訴えた一方の事情のみを取り上げ、自分の事情説明である聴聞を一切行わず、一方的に詰問した。申立人はあたかも精神障害者のごとく扱われ、非常に大きい精神的打撃を受けた。
- (3) 今回の中区福祉保健センターの行った行為は明らかに不法行為であるから、今回の事案に対して特定日に行われた一連の行為の情報を詳細に明示すべきと考えている。
- (4) 本件個人情報は、医師が自分を診察又は観察に来て、作成したのであるから、条例第22条第3号ただし書イに基づき、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当然健康状態を明示すべきである。また、インフォームドコンセントは義務であり、かつ自分の人格権として認められている。
- (5) 実施機関は、今後の相談援助業務を実施する上で必要な信頼関係が損なわれ今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、実施機関の職員、特に決裁を下す管理職が、福祉行政の意義を十分に理解し、法律を確実に解釈し、権利擁護事業の機能強化等への円滑な行政行為を指揮できるのか疑問である。

今回のように、善良な一市民に対して一方的な訴えのみで精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条及び第48条を発動し、詰問、取調べの行為を行わせたことは法治国家における法律の解釈が全く理解できなかったのではないか。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人の妻からの相談を受け、その内容を確認し状況を把握するために、特定日にサービス課の嘱託医及び医療ソーシャルワーカーが申立人の自宅を訪問（以下「本件訪問」という。）した際のやり取り等をまとめた報告で、申立人の氏名を記載したファイルに綴じられており、訪問日時、訪問した実施機関の職員及び訪問を受けた者の氏名、申立人及び申立人以外の第三者の発言内容、嘱託医の意見並びにサービス課の所見が記録されている。

また、本件申立部分は、本件個人情報のうち非開示とされた申立人以外の者の発言内容、嘱託医の意見及びサービス課の所見である。そこで、当審査会で見分したところ、本件申立部分には、訪問した時点における申立人の状況が具体的に記載されていることが認められた。

(2) 申立人への本件訪問について

横浜市の各区福祉保健センターサービス課では、福祉及び保健に関し、さまざまな相談業務を行っている。この福祉保健相談業務においては、内容が複雑な案件や相談者と関係者の間で主張が対立する案件も多いため、十分に状況を把握し、確認しながら業務を進めていくことが必要となる。申立人への本件訪問は、申立人の妻から中区のサービス課に相談があり、相談を受けたサービス課が、その相談の内容から早急に状況を把握する必要があるとして実施したものであることが認められた。

(3) 本件個人情報を含む相談経過報告書の性格について

ところで、本件に係る諮問書中の諮問案件名及び本件に係る個人情報一部開示決定通知書中の本人開示請求に係る保有個人情報欄の記載において、実施機関は、本件個人情報を含む相談経過報告書（以下「本件報告書」という。）を「様からの相談経過報告書」（は申立人の氏名）としていることから、実施機関はこれを申立人に係る個人情報として把握しているのではないかと考えられる。本件報告書が申立人氏名を記載したファイルに綴じられていたことも、このことと軌を一にする。

しかしながら、本件報告書は申立人の妻からの相談に基づいて作成されたものであり、申立人の妻からの相談の経緯、内容と相談を受けて実施機関が行った対応に係る一連の経過をまとめたものであるから、本件報告書は、その全体が申立人の妻の個人情報としての性格を有しているというべきである。実施機関としては従来からの案件処理慣行に従って本件報告書を申立人の相談経過報告書として整理したものと思われるが、本件報告書は申立人の妻からの相談経過報告書として整理されるべきものであったと思われる。

もっとも、実施機関が行う福祉保健相談業務は発展的な性格を有しており、配偶者からの相談を端緒として実施機関のその後の対応がなされることは十分あり得るから、そのすべてを一連の相談経過と捉えるのは難しい場合もあるが、本件訪問は、申立人の妻からの相談内容に係る状況を把握するために行われたにすぎないから、その性質上申立人の妻からの一連の相談経過の一部をなすものと考えられるべきである。本件においては、個人情報の取扱いに関する従来からの案件処理慣行により、かえって無用の混乱を招いたことに留意しなければならない。

以上より、本件報告書には申立人の個人情報が含まれているとしても、全体としてみれば、統一的な申立人の妻の個人情報として取り扱われるべきものであり、そして、作成の経緯から判断すると本件請求は存否応答拒否の取扱いをすべきであったというべきである。

しかしながら、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項は不利益変更を禁止していることから、当審査会でも同条の規定を類推し、本件処分の妥当性を以下のとおり判断する。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を開示すると相談援助業務を実施する上で必要な信頼関係が損なわれ、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため本号に該当するとしている。

ウ 当審査会では、本件申立部分を見分し、本件処分の妥当性について検討を行った。

前記(3)で述べたように、本件個人情報、申立人の妻に係る相談経過報告書の一部である。

サービス課では、福祉及び保健に関するさまざまな相談を受け、必要な援助等の対応を行っているが、相談内容に関して相談者の家族等第三者の状況を確認する必要が生じることも多く、そのような相談の場合には、相談経過報告書の中には必然的に相談者の利害関係人である第三者の個人情報が記載されることとなる。その個人情報について、相談者の利害関係人である第三者からの本人開示請求がなされた場合に、これを開示の対象にすると、相談者は相談したことによってかえって不利益を受けることにもつながり、ひいては、福祉保健相談を必要とする者が相談に行くことを躊躇するようになり、市民からの福祉保健相談に必要な援助を行うこととしている福祉保健相談業務に支障が生じることは容易に推測される。

このような福祉保健相談業務の性質にかんがみると、およそ福祉保健相談に係る相談経過報告書に相談者の利害関係人である第三者の個人情報が含まれている場合に、当該第三者からその個人情報に係る本人開示請求があったときは、条例第24条を適用して個人情報の存否応答拒否を行うことも検討すべきであると考えられる。

そして、本件は正にそのような場合に当たる。よって、本件申立部分を開示すると今後の福祉保健相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、当審査会としては、本件申立部分は本号に該当すると判断した。

(5) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分のうち本人開示請求者以外の者の発言内容が本号に該当するため非開示としたと主張するが、前記(4)で述べたように、当該情報は、

同条第7号に該当し非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(6) 訪問に係る同意及び相談経過報告書の作成方法について

なお、相談に係る状況を把握するためであったとしても、本件のような訪問を実施する場合には、相手方の同意を得てから訪問することが適切な場合もあり得るので、訪問の必要性や緊急性等諸事情を考慮して慎重に判断すべきものと思われる。

また、既述のとおり、本件個人情報が記載されている相談経過報告書は、実施機関においては申立人に係る情報として保有、利用されているが、正しくは相談者である妻の相談内容に係る情報と考えるべきである。一般に、相談者の相談内容に係る情報と相談を端緒とする第三者への対応に係る情報は、それぞれ異なる個人に係る保有個人情報であるから、実施機関においては、それぞれの情報ごとにファイルを分けて保管するなど、相談経過報告書が適正に管理されるよう要望する。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、結論において妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年6月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年6月22日 (第42回第三部会)	・諮問の報告
平成19年6月28日 (第109回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年7月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年7月11日 (第107回第二部会)	・諮問の報告
平成19年7月26日 (第110回第一部会)	・審議
平成19年8月9日 (第111回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年8月23日 (第112回第一部会)	・審議
平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・審議
平成19年9月27日 (第114回第一部会)	・審議
平成19年10月11日 (第115回第一部会)	・審議